

令和4年度第1回大田区入札監視委員会定例会議議事概要

| | |
|--------------------|--|
| 意見交換・質問期間 | 令和4年8月3日（水）～ 10月17日（月） |
| 委員 | 内山委員長、宮本委員、藤好委員 |
| 事務局 （説明者） | 川野副区長、後藤総務部長、鈴木経理管財課長、 宮本施設保全課長、小池副参事（施設調整担当） 前田契約担当係長、池田契約担当係長、 浦田契約担当係長 |
| 議事概要 | 今回は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、 通常の対面形式から、書面形式に切り替えて開催した。 委員の意見・質疑については、上記期間内に集約・対応した。 |
| 審議の対 象期間 | 令和3年10月1日～令和4年3月31日 （合計104件） 制限付一般競争入札57件 総合評価落札方式入札4件 希望制指名競争入札5件 指名競争入札5件 随意契約33件 |
| 提出された 報告資料 | 資料1 指名停止一覧 資料2-1 入札契約方式別発注工事総括表 発注工事一覧表 資料2-2 競争入札における工種別平均落札率の状況 資料3 第1回入札監視委員会入札契約方式別抽出 案件一覧 資料4～8 抽出事案説明書 |
| 審議した事案 | 抽出事案計5案件 「入札契約方式別抽出案件一覧」（資料3）のとおり |
| 主な意見 ・ 質疑回答等 | 別紙のとおり |
| 備考 | |

令和4年度第1回大田区入札監視委員会 議事概要（別紙）

1 指名停止措置状況

資料1（参考資料1、参考資料2）

| 委員の主な意見・質問等 | 区の主な回答等 |
|---|---|
| <p>○No. 3～No. 23 については、大田区の入札では、この業種を見た記憶がない。この業種の違反行為は全国的に見て時々みられるものなのか、また、区のレベルでは起こらないと考えてよいのか知りたい。大田区内の業者も1社含まれているが、大田区において入札を必要としない発注などの日常業務に影響を及ぼさないと理解してよいのか。</p> <p>（宮本委員）</p> <p>○建設業界だけではなく、ほかの業種でも違反行為が起こる可能性がある。個人の見解として、区のレベルを超える問題であり、昔から続く問題なので、本来は、中央省庁が本腰を入れて抜本的な制度としての対策を講じる必要があると考える。（宮本委員）</p> | <p>○東京電子自治体共同運営電子調達サービスの物品買入れ等入札参加資格において、業種「印刷」に登録がある国内印刷トップメーカー複数者（26者）に対する公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令等については、従前確認できず、業界として稀有な事例です。また、印刷業務に限らず、区内業者及び区内に支店・営業所を有する準区内認定業者が対応可能な業務等は、区の施策として当該業者へ優先的に発注（入札等）を行っています。</p> <p>しかし、トップ区内業者（1者）以外の他の区内中小印刷業者は、個人情報データの受領・保管、データ消去、印刷、印刷物施錠保管、封入、引抜き、輸送・郵便局出し等業務履行に必須とされるプライバシーマーク（Pマーク）を技術的、規模的、金銭的支障により取得できていません。よって、住民基本台帳、戸籍、国保年金、課税、納税、後期高齢、介護保険、感染症、健康づくり、選挙等の根幹事業（業務）において、当区に限らず全ての地方自治体が、個人情報を含む特定データプリント業務について、指名停止対象となった区外の印刷トップメーカー（複数者）へ、やむを得ず発注（入札を経て業務委託）している状況があります。</p> <p>○当該事案については、公正取引委員会が、他の国省庁、外郭団体、地方自治体からの干渉・影響を受けず、独立した機関として、適切で、必要な判断・措置を随時、行っているものと考えます。</p> |

○公正取引委員会に関する区の考え方は、これでよいと考える。しかし、日本の世界的位置づけ、例えば、日本経済の失われた30年や、先進国からの脱落を考えると、今、日本の中央組織が様々なところで破綻をきたしている。公正取引委員会も本当に適正に機能しているのか常に検証が必要であることも、念頭に置く必要がある。以上は、意見であるため回答は不要である。
(宮本委員)

○指名停止No.1とNo.2の2業者の期間は2か月と、指名停止措置要綱の別表に定める適用項目の期間の範囲内ではありますが、最長の期間にはなっていません。大田区競争入札参加資格審査委員会ではどのように審議され、この期間に決定されたのでしょうか。一般企業では、逮捕されれば解雇されるのが当たり前ですので、要綱自体が甘いと思いますが、それであればこそ現行の中で最長の期間を科すべきだと考えます。入札制度の根幹を揺るがし、社員が逮捕される業者にたった2か月の停止では軽過ぎませんか。
(藤好委員)

○大田区競争入札参加資格審査委員会において、指名停止措置要綱・別表の記載内容に基づき、区発注、関東以外の(富山市発注)事案として、直近数年間で当区における指名停止対象でないこと等も考慮の上、標準2月が適用されました。

2 令和3年度下半期工事請負契約

資料2-1・2-2

| 委員の主な意見・質問等 | 区の主な回答等 |
|--|--|
| <p>○コロナ感染症との関係で、既契約について工期変更等の事情が発生した事案はあったか。 (内山委員長)</p> <p>○随意契約の工事をみると、改修工事が多い。本当に特殊なものはやむを得ないと思う。可能性がある工事についてはリニューアル業者を含めて、他の業者で対応できないのか、区役所職員の延べ労働時間や所要期間を考慮しながら、検討してもらいたい。 (宮本委員)</p> <p>○web で調べると、エレベータのリニューアル業者のサイトがある。今は、価格破壊がいろいろな側面で見られる時代である。今回は別にして、エレベータの機種や仕様にもよるが、今後、エレベータの改修工事に、製造業者の技術力が必ずしも必要とは思えない。業界の動向を注視しながら、リニューアル業者を含めた競争も検討してもらいたい。回答は不要であり、一つの意見である。 (宮本委員)</p> <p>○今回は第8号適用の不落随意契約が全くありませんが、偶然なのか、あるいは何か方策が講じられたのでしょうか。 (藤好委員)</p> | <p>○コロナ感染症陽性患者発生による休工の影響があった工事契約は、以下の3件となります。(いずれも工期を令和3年2月26日から令和3年3月26日まで延伸)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大田区立大森第七中学校校舎改築その他工事（I期） ・大田区立大森第七中学校校舎改築その他電気設備工事（I期） ・大田区立大森第七中学校校舎改築その他機械設備工事（I期） <p>○例えば、エレベータの改修工事は、既存設備の中で老朽化した部分を更新する等、製造業者の技術力が必要となります。そのため、製造業者と随意契約をしていきます。</p> <p>○入札時に、応札額が予定金額を若干超過（乖離が極少）の場合に限り、当該業者と協議し、価格が折り合えば、第8号随契を締結しています。差替分のおり、随契一覧表作成時に当該第8号随契（4件）を遺漏していました。</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>今後は、起工課の業者推薦に基づく第2号(性質又は目的)、第5号(緊急の必要)、第6号(競争入札不利)等の一覧に、入札を経て追記する形の第8号案件を確実に一体化するよう課内事務のチェック体制を徹底します。</p> |
|--|--|

3 令和3年度下半期工事請負契約抽出案件

事前に当番委員が抽出した5案件一覧（資料3）

（1）制限付一般競争入札案件（1件）

○ 呑川合流改善貯留施設立坑設置工事（資料4）

| 委員の主な意見・質問等 | 区の主な回答等 |
|--|---|
| <p>○入札資格の設定は相当であったとは考えるが、本件のような高額な契約案件について入札参加者が1者にすぎないことには疑問がある。より多数の参加者が見込まれるように、発注者としても一層の工夫が望まれる。</p> <p>（内山委員長）</p> <p>○金額が大きいのにに対して、参加者が1である。落札価格が予定価格より低いので良いのかもしれないが、参加者が複数になれば、落札価格がもう少し下がった可能性もある。参加者が1になった原因は何か、今後どのように対処すれば参加者が複数になるのか、区としての考えを知りたい。</p> <p>（宮本委員）</p> | <p>○本件も含め高額な入札案件の参加資格の設定に関しては、契約担当部、工事担当部の部長を含め構成されている「大田区競争入札参加資格審査委員会」で審議を行い決定しています。委員会に付議する案件の資格に関しては、工事が確実に履行されるよう工事担当課と調整し参加できる業者の工事实績やランク・順位等を検討し、該当業者の工事实績を確認したうえで、複数業者が参加できるよう設定をしています。今後もより多数の入札参加者が見込まれるよう入札参加資格の設定を行っていきます。</p> <p>○本件に関しては、特殊な工法（ニューマチックケーソン工法）により工事を行うため、入札参加資格に同工法を用いた工事の契約実績を条件としました。事前に該当業者の工事实績を確認し、複数社が該当することを確認し実績・順位等の設定を行いました。しかし、共同企業体を組むことが条件となっていることや特殊な工法であるため、発注のタイミング等で参加者が少なくなったと類推されます。今後は契約実績の有効期間をより長めに設定することや共同企業体を組む条件を工夫する等、入札参加資格の設定に関してより一層の工夫を行っていきます。</p> |

(2) 総合評価落札方式案件（1件）

- 道路舗装改良工事（どりの坂がけ地対策）（資料5）

| 委員の主な意見・質問等 | 区の主な回答等 |
|--|---|
| <p>○総合評価落札方式が想定したとおりの結果と評価はするが、価格点で落札者に比し優位でありかつ工事成績も優良な社が落札できていない。本件工事の結果の評価はどうであるのか。 （内山委員長）</p> | <p>○総合評価落札方式の評価項目及び評価基準の価格点以外の部分につきましては、企業の技術力を評価する「技術評価点」（施工実績、優良工事、工事成績、資格、実績）と企業の信頼性・社会性を評価する「地域貢献等評価点」（営業所在地、ISO、災害時協定、各種雇用等）に分かれています。「技術評価点」では、工事成績点が最も大きな配点を占めますが、その他にも同種工事の施工実績や優良工事表彰、配置する技術者の資格や実績も技術評価点として点数が付きます。総合評価落札方式の入札では、価格評価点、技術評価点、地域貢献等評価点の合計での点数となるため、成績が優良な業者が落札できないこともあります。本件工事につきましては、価格評価点以外の技術評価点及び地域貢献点の合計点が高い業者が落札しており、区の想定したとおりの結果となっていると考えます。</p> |
| <p>○工事成績について、何点以下は問題である等、区としての基準はあるのか知りたい（規定に書かれているかも知れませんが）。 <u>（業者の各工事成績は非公開情報のため、質問一部割愛）</u> （宮本委員）</p> | <p>○工事成績につきましては、大田区競争入札参加資格者指名停止措置要綱により契約履行成績不良等として 55 点未満であれば3か月（標準）、55 点以上 60 点未満であれば1か月（標準）の指名停止となります。なお、総合評価落札方式の工事成績点は 61 点未満であれば0点となります。また、最も直近の工事成績評定点が 60 点未満である場合は、総合評価落札方式案件の入札には参加できないよう制限を設けています。</p> |
| <p>○確認であるが、総合評価落札方式に参加しているということは、技術的には問題がないと理解してよいのか。 （宮本委員）</p> | <p>○総合評価落札方式の入札につきましては、企業の技術力を評価することも鑑み、最も直近の工事成績評定点が 60 点未満である場合や、最も直近の工事の検査結果が不合格である場合は、総合評価落札方式案件の入札には</p> |

| | |
|--|--|
| <p>○以下は意見であり、回答は必要ない。誤解しているかも知れないが、技術点の中に、技術と無関係な項目が含まれており、違和感がある。見直しの時期に検討してほしい。</p> <p>(宮本委員)</p> <p>○落札者決定基準で技術等評価点の満点が 40 点となっていますが、内訳表の合計 43 点との違いは何ですか。</p> <p>(藤好委員)</p> | <p>参加できないよう制限を設けています。</p> <p>○国から出ている自治体向け総合評価方式のマニュアルにおいても、評価基準の中に企業の技術力を評価する部分の他に、営業拠点の所在地や防災協定等に基づく活動等企業の地域貢献を評価する基準が記載されています。なお、大田区では「技術評価点」が 28 点、「地域貢献等評価点」が 15 点と「技術評価点」に比重を置いた配点となっております。今後も技術評価点と地域貢献等の評価点のバランスを考慮しながら配点基準の見直し等を行っていきます。</p> <p>○事前送付した「評価項目及び評価基準」(令和 3 年度版)の満点 43 点は、令和 3 年度末の(昨年度)第 2 回入札監視委員会で審議承認され、令和 4 年度工事分から適用する最新の基準です。今回の審査対象は令和 3 年度下半期分で、「評価項目及び評価基準」(満点 40 点・令和 2 年度版)を適用しているため、資料を追加します。</p> |
|--|--|

(3) 希望制指名競争入札案件（1件）

○ 徳持小学校鉄部塗装改修工事（資料6）

| 委員の主な意見・質問等 | 区の主な回答等 |
|--|--|
| <p>○ 相当な数の入札参加者があった。今後もこの程度の参加者が見込まれるような入札が行われるように望みたい。 （内山委員長）</p> <p>○ 希望制指名競争入札案件一覧No.1～4は、同じ工事、ほぼ同じ金額で指名者数は8である。4件の工事の入札参加の8者は同じと考えてよいのか。同じ業者が2つ落札することがないのか、区として2つ落札しないように何らかの調整をしているのか、知りたい。また、No.1では、日新塗装工業が他より明らかに低い金額を提示しているが、他の3つ工事についての状況も知りたい。 （宮本委員）</p> <p>○ 受注した業者は、希望票を提出しているのかいないのか、どちらでしょうか。また、希望票を提出していない業者が落札するケースはよくあるのか。 （藤好委員）</p> | <p>○ 引き続き多くの入札参加が見込まれるよう、適切な入札参加資格の設定や指名業者の選定に努めていきます。</p> <p>○ 4件の工事につきましては、各々指名業者を選定しており、4件の工事の入札参加業者は全て同じではありません。同時期に発注される工事に関しては、特定の業者に指名が偏らないよう選定しています。また、入札の適正性の観点から1案件しか落札できない等の発注制限は特に設けていません。</p> <p>No.2～4の入札結果につきましては、添付のとおりです。</p> <p>○ <u>希望票提出有無は非公開情報です。</u> <u>（回答は委員会報告済）</u></p> |

(4) 指名競争入札方式（1件）

○ 蓮沼中学校東側フェンス改修工事（資料7）

| 委員の主な意見・質問等 | 区の主な回答等 |
|---|---|
| <p>○不調となった前件入札と工事内容等にどのような変更を行って入札が行われたのか。 （内山委員長）</p> <p>○参考資料にある8月の一般競争入札で落札者がいなかった理由が知りたい。また、10月の時には、9者中6者が辞退しているのは、工事としての条件が業者にとって、よくなかったと考えてよいのか。更に、10月の一般競争入札では、ほぼ同じ金額を提示しているが、区側と契約金額を協議することで落札できたという理解でよいか。 （宮本委員）</p> <p>○指名業者数は9者と記載していますが、12者の誤りですか。また、1回目と2回目の予定価格変更は何故ですか。</p> | <p>○植栽工事の一部取りやめと重機を想定した工種について施工状況、作業工程を精査し、人工（にんく）の見直しを行いました。</p> <p>○8月の「一般競争入札」では、応札した業者がいずれも予定価格を超過したため、入札不調となりました。また、10月の入札については、業者から入札参加の希望は募らず区が任意に入札参加業者を指名する「指名競争入札」を執行しました。このため、辞退者が多くなったと類推されます。なお、10月の入札につきましても、8月の不調を受け、工事内容の精査を行い、現場条件や作業工程を見直したうえで再度の入札を執行した結果落札されたものです。したがって、入札参加者との協議は行っていません。</p> <p>○事前送付資料について、一部更新前データのため、資料を更新します。入札見積経過調書のおり指名業者数は9者です。また、予定価格が変更となった理由は、工事内容の精査を行ったためです。土の埋戻し作業、植栽工事、撤去工事、コンクリート打設等の重機を想定した工種について、施工状況、作業工程を精査し、人手による（人力）作業への変更又は追加を行いました。</p> |

(5) 随意契約（1件）

○ 大田区民ホールアプリコ昇降機設備改修工事（資料8）

| 委員の主な意見・質問等 | 区の主な回答等 |
|---|--|
| <p>○随意契約方式を選択したことに問題があるとは思えない。締結した契約金額は相当高額ではあるが、その相当性についてはどのような判断に基づいたのか。</p> <p>（内山委員長）</p> <p>○エレベータ2基とエスカレータの改修工事だが、金額自体が大きいので、それぞれの内訳を知りたい。エレベータのリニューアル業者もあるが、随意契約にしたのは大型なので対応が困難ということなのか。</p> <p>（宮本委員）</p> <p>○ホールなので大型エレベータが必要なかもしれないが、建設時に戻れば中型3～4基にした方が、初期費用と改修費用等を併せたライフサイクルコストが安くなる可能性も考えられる。ただ、区民ホールの竣工が1998年で、当時はまだ日本全体の経済状況が現在と比べはるかに良かったので、ホール等の施設では節約するという発想はなかったのかも知れない。</p> <p>（宮本委員）</p> <p>○今回のエレベータなどについては、過剰設計</p> | <p>○随意契約の契約事務につきましては、起工担当課が基準等を元に積算した起工額を参考に経理管財課が予定価格を設定します。随意契約予定の相手方には、金額の入っていない内訳書や図面等を渡して、積算された金額が区の設定した予定価格の範囲内であれば契約を締結します。なお、本件工事については、随意契約予定の相手方の積算金額が区の予定価格の範囲内であったため、見積書を受理したうえで契約を締結しました。</p> <p>○<u>工事の内訳については、非公開情報です。</u> <u>（詳細は委員会へ報告済）</u></p> <p>13人乗りエレベータは昇降路がガラス製の特殊品であり、金額が高くなっています。</p> <p>また、本工事は、エレベータとエスカレータの主要部品を再利用し、制御系統や老朽化した部分のみを更新する改修工事になります。なお、随意契約としたのは、改修工事に当たり、当該部品調達及び製造業者の技術力をもって作業に当たり、改修工事前後の当該設備に係る責任所在を明確化するためです。</p> <p>○エレベータは、利用需要と輸送能力のバランスを検討し選定しております。選定機種が過剰設計にならないよう配慮しています。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>だとは思っていない。区民ホールは文化施設であり、建替えを前提にせず、半永久的に使うべき施設である。従って、デザインの質を落とさないで、可能な範囲内でメンテナンス費用の節約できる設計が必要だと考えている。以上は、意見であり、回答は不要である。</p> <p>(宮本委員)</p> | |
|---|--|

令和4年度第1回大田区入札監視委員会次第

令和4年8月3日（水）～10月17日（月）
書面開催（委員意見質疑集約・回答方式）

1 開 会

2 議 事

（1）指名停止措置の状況について 資料1

（2）令和3年度下半期 工事請負契約の概要について 資料2-1～2-2

（3）令和3年度下半期 工事請負契約抽出案件について 資料3～8

3 閉 会